

報告

北海道医師会員のための 育児サポート事業を開始しました

常任理事・医療関連事業部長 藤井 美穂

北海道医師会女性医師等支援相談窓口では、道内に在住する子育て中の医師をサポートするため、育児支援事業者と連携し、保護者に代わって送迎・病児や病児以外の緊急預かりを手配する育児サポート事業を平成23年度から展開しております。

さらに、平成26年度からは仕事と家庭の両立を支援するため、医師のニーズにあった子育て支援事業を総合的に推進することとし、今年度は子育て中の医師からの要望が一番多い、病児・病後児保育に対応できる会員のための育児サポート事業を開始いたしました。

**平成26年度 北海道医師会
育児サポート事業のご案内**
子育て中の医師の仕事と家庭を両立するためのサポートです

病児・病後児の預り時に、ぜひご利用ください!

北海道医師会が利用料金の一部を負担する、
会員限定の利用券での支払いが可能です。

この事業の対象となるのは、0歳から12歳までの子どもを育てる北海道医師会の会員の方で、男女を問わず対象となります。なお、生計を同じくしている方が就労していることが条件です。

支援内容は、子どもの急な発病で保育園に預けられない等の病児・病後児の預かり、緊急を要する子どもの預かり、急な出張などによる宿泊の預かりを行うものです。

利用方法は、「育児サポート事業入会申込書」を当会に提出していただき、支援事業者と医師会の3者面談の上、事前登録を行います。育児サポート利用後は、当日現金精算で利用料金をお支払いいただきます。その際に、病児・病後児の預かり時のみ、北海道医師会が利用料金の一部を負担する会員限定の利用券での支払いが可能となります。この利用券での支払い上限は年間3万円で、4ヵ月ごとに有効期限を定めています。



[利用券：見本]

利用券の交付は、所定の用紙により申請が必要となりますので、下記の問い合わせ先に連絡をお願いします。期間内の申請は、1世帯1回限りで、ご夫婦で会員であっても、上限は3万円です。また、配偶者の方が医師でなくても、就労している場合は対象となります。

詳しくは、本誌第1152号（平成26年9月1日付）附録のチラシをご覧ください。下記にお問合わせください。



子育て中の医師に対するいろいろな調査において、子どもの病気の時の支援を望む回答が多い統計結果を踏まえて、北海道医師会では、念願の病児・病後児保育に対応する事業を開始することができました。

子育て中の医師を支援することで、育児と仕事を両立できる環境を整えて離職を防ぎ、医師不足の解消と医療の質向上につなげ地域に貢献していきたいと考えております。

また、これを機会に、たくさんの子育て中の医師が北海道医師会にご入会され、この事業を活用されるよう、お近くの医師の方にもお知らせいただけると幸いです。

[問合せ先]

北海道医師会事業第五課

〒060-8627 札幌市中央区大通西6丁目

電話：011-231-1434

FAX：011-231-7272

E-mail：5ka@m.dou.jp